

プロモクロロメタンの解釈について

輸入注意事項14第64号 (14.12.10)

平成14年11月7日付け経済産業省告示第372号（輸入公表の一部を改正する告示）により輸入割当制となりましたオゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書附属書CのグループⅢに属する（プロモクロロメタン）の解釈については、次のとおりとします。

1 輸入公表に定めるプロモクロロメタンの種類等は、次の表のとおりです。

物質名	化学式
プロモクロロメタン	CH ₂ BrCl

2 輸入規制の対象となる物質は、上記1の表のプロモクロロメタン及び当該物質を含む混合物であって、輸送用又は貯蔵用のタンク、ポンペ、缶等の容器に入っているものが対象となります。

なお、プロモクロロメタンを含む混合物が消火剤として設備、装置又は消火器等の最終製品の中に含まれているものは対象となりません。

その具体的な取扱いは、以下のとおりです。

(1) 対象となる例

イ 輸送用又は貯蔵用のタンク、ポンペ、缶等の容器に入っているもの。

ロ プロモクロロメタンを含む混合消火剤であって関税率表第3813.00号に該当し、かつ、イに記載の容器に入っているもの。

(2) 対象とならない例

イ 消火器の中に消火剤として入っているもの。

ロ 消火装置に消火剤を送る目的で接続されているポンペ又はタンク等の容器の中に消火剤として入っているもの。

ハ 消火装置に消火剤を送る目的で接続することが予定されているカートリッジ式のポンペ等の容器の中に消火剤として入っているもの。